

## 全国障害児・者問題研究会結成大会基調報告

### 一、生活の破壊・権利の剝奪と軍国主義支配の進行

#### (1) 激しくなってきた生活の破壊・権利の剝奪

わたくしたちの生活は、不安と苦しさが増大する一方です。わたくしたちの住んでいる所が、いつのまにか水害や交通禍などのおきやすい危険な場所になっていたり、農業や食品添加物に有毒物質がしのびこんできたりしています。物価は軒並みにあげられました。医療費・消費者米価・水道や交通機関の料金など公共料金があげられ、そのため必然的に日常生活諸経費が値上がりしています。住居費・生鮮食料品の値段はいうにおよばず、風呂・散髪代にいたるまで、その上昇は天井しらずで、値上げされる範囲はますますひろがっています。

生活の苦しさは、障害をうけている人たちの場合にとりわけ深刻です。障害をうけているがゆえに、低賃金におさえられ、そのうえ物価上昇の状況の中で、実質的には収入が減ってきています。みんなが苦しめられているため、障害をうけている人とうけていない人が仕事を奪いあう関係におかれてきました。その結果、人のしたがない仕事を、障害をうけている人たちが不安定な身分のままでやらされています。不安定なところでは働けない、あるいは収入の道を絶たれるなどして、本人や周囲の人たちの生活がどんどん破壊されているのです。働く場所、教育をうける学校・施設、治療をうける機関のえられない人たちを抱えて、あるいは就労や就学ができて、付添いの人が必要だということのために、家族の生活の苦しさ、悩みは他の人たちになかなかわかってもらえないほど深刻になってきています。動く重症児といわれている子どもたちは、あらゆる施設からしめだされているために、人手の少ない家庭の母親は買物にもいけません。心ならずも子どもを紐でしばります。にげだした子どもが事故にあったという例もきました。親子心中の例もへりません。「この子がいなかったら」というところまで、ほとんどの親が直面させられています。そう思う以外に道がない状況がつくられてきているからです。みんなで生活破壊のこうした事実をもっととっとしらせあう必要があります。

統計は、障害をうけた子どもの生まれる割合が、一九六〇年あたりから年々多くなってきていることを示しています。さらに幼児・学童期あるいはおとなになってから、事故のために障害をうける人の率も高くなってきました。これらが政治のあり方と無関係でないこと、つまり人災で

あることは、サリドマイド奇形児の出生、熊本や新潟における有機水銀中毒による障害、炭鉱労働者の一酸化炭素中毒による障害、四日市などにおける亜硫酸ガスにもとづく喘息、キーパンチャーの腱鞘炎、水害や交通事故による障害などの例をみても明らかです。この人たちの生活は実に悲惨な状態におとされていますが、こんごも障害をうける人たちはさらにふえ、その生活がさらに苦しくきびしくされていくことへの不安は強まるばかりです。

しかしこれらのことを声を大にして叫んでもそれだけでは事態は解決されません。いまの社会にはそのことにかかわらずいられないほど、他の多くのことが山積されたままになっているのです。障害をうけている人たちはその中におかれて、本来なら当然保障されるべき医療・教育・労働・社会保障・政治参加などの基本的権利までもが剝奪され、この人たちに対する対策はほとんどあともわしにされ、生きることが精一杯、あるいはそれすらおぼつかなくなるという極限状況に、ますます取り残されてきているのです。しかもいまの社会はすべての人がこのような状況にくみいられる基本的なしくみをもっているのだということを忘れてはなりません。

#### (2) 福祉国家建設の名のもとに、現実をおおいかくして、軍国主義支配をすすめている

生活破壊はこうして障害をうけている人たちをはじめとして、わたくしたちの生活の大部分をおおってきています。にもかかわらずそれが破壊の進行として認識されず、生活水準があがったからだという錯覚におちいらされている人びとが多いのです。

電化製品がたくさんできて、入手できればできるほど便利になりました。ボタンを押すだけで食事から温度調節にいたるまで、生活するためのいろいろなことが準備され、調整され、テレビやラジオを通していろんなニュースもはいつてきます。しかしわたくしたちにとっては、量的にふえたものを受身の立場でしかうけとめられないことが多いのです。テレビに問いかけても返事をしないように、そこではこちらからの働きかけが成立しにくいのです。ここにわたくしたちの育てられかたについての大きな問題のひとつがあります。

子どもたちは学校で知識を与えられ、答えをださせられ、家に帰れば宿題をさせられ、家の内でも外でも力一杯あそぶ機会をうばわれ、友だちも少なく、テレビにとりつかれています。どこまでも受身にさせられています。

一方、おとなたちもまた受身にさせられています。科学技術・工業生産において国際競争力をつよめることが国民を富ませることになるのだといわれて、農業や中小企業が、大資本本位の経済体制にくみこまれてきています。そこでは一握りの「人的能力の開発」が重要視されるのです。能力に序列をつけて選別し、生産性向上の競争にうちかつための答えをよりはやく、よりたくさん、よりたくみにだすことが要求されるのです。人びとはこうした機構にのせられ追い込まれていく過程で、このようなくくりを見抜けない、受身の人間にされます。当然のこと、障害をうけ

ている人たちは取り残されてしまっています。

わたくしたちの生活を破壊し、受身の人間にさせておいて、どういう国家をつくらうというのでしょうか。政府は高度経済成長をなしとげて福祉国家の建設をするのだといえます。国民の参加をえ、国民と協力して福祉実現にとりくむのだということです。だから国民は権利をいうだけでなく、国家に協力するための義務を果たしてほしいといってきます。安保条約をむすんで憲法を空洞化しておいて、他方、憲法や教育基本法を精神を具体化するのだといって期待される人間像をつくってきます。そうした中で、受身であることから脱け出て、自分たちにとってほんとうに必要なとりくみをしていこうとすると「国益を害するから」と拒否される状況すら生まれてきています。生活に根ざした主体的なとりくみが制限される——創造の芽がつまれてきてきているのです。こうして主体性をうばわれた人間に義務をふやし、与えられた枠内で願い出たときに、国家の総合計画の中で国民の参加がゆるされるのです。

ところが総合計画は権力に都合のよいように決め、権力に必要なところから資金配分がされてくるのです。わたくしたちの使う水道用水は独立採算制で国庫補助は全くなく値上がりしているのに、企業の工業用水には四分の一の国庫補助があつて、わたくしたちの料金の半値以下というように、まず大資本の利益に、つぎに中小企業や農業を大企業の利益にあわせるように資金が配分されてきます。ずっと後になってようやく老人や障害をうけている人たちに目がむけられるのです。苦しい中であとまわしにされると、団結すべき人たちが、反目し、互いにより多くの配分をうけようと、より強く権力にすがりつき、仲間どうしが争う結果になったりします。そうしておいて、権力は調整するといつて介入し、支配をつよめてきます。制度実現に序列をつくり、権力支配をつらぬくというやりかたをとってきているのです。

しかもあとまわしにされた障害をうけている人たちのための対策には、巧みなからくりがはめこまれてきているのです。施設をつくるのがたいへんなので障害年金制度をします。それに対して親はこれでは安心できない、わたくしたちが死んだらどうしてくれるのかという要求をだします。すると一切の責任をもちからといって保険制度をもうけてきます。親は右手でもらった障害年金を左手で保険に払いこむことになります。親としてみれば生きていくうちには効力がなく、死んでからは確かめようのないところへお金がいつてしまうのです。つまり政府行政機関は社会保障費として一度お金をだして、保険料などで吸いあげ、それを資金運用という名目で大資本へ融資するのです。わたくしたちの要求をつぎつぎにうけとめねじまげて制度を整えていくうちに、大資本の利益になるようにさせられます。これが国家と国民の協力関係というものの本質なのです。そこでは、わたくしたちも、障害をうけている人も、親も、吸い上げポンプの代りにつかわれているのです。同じような事実をもっとだしあい、みんなの力でこのからくりをみやぶっていく必要があります。

すいあげるだけでなく、お金をだして中身をしぼることも強くなってきました。地方自治体は補助金を少しでも多くとるために、国の政策に迎合していきます。教科書をただにするといつては、中身に干渉してきます。福祉施設に対して補助金をだすかわりに、この人をやとえといつて雇用を強制してきます。福祉国家建設の名のもとに、お金を通じて権力支配をつらぬき、中央集権化をつよめてきているのです。ですから真に権利を主張するものを拒み、制限や妨害を加えてきます。つぎつぎと治安立法を強化し、働くものが自らを守るために必要な団結権や争議権をきびしく制限してきます。言論・結社の自由さえもおかされてきています。ところが受身にならされている人びとの中には、マスコミなどを通じて体制側の体系に無抵抗にくみいれられて、デモやストライキは公共の福祉を害するからわるいことだとおもわされている人がかなりいるのです。

福祉をあたえて権利をうばい、中央集権化をすすめる。それを合法化するために各種の審議会を使う。こうしたことをなんのためにするのでしようか。わたくしたちはこの福祉国家建設のスローガンが改憲論と同時にできたことを忘れてはなりません。それは憲法に優先する安保条約を再延長して、アメリカとの経済的・軍事的同盟のきずなをつよめられたときにあたります。そしてそれを生活向上を願う市民感情をたくみに利用して、消費者を王様にしたてあげつつする中で、教育と治安を軸に中央集権化の基礎をつくってからいいだしてきたのです。そして軍国主義的中央集権化をさらに強めるために、つぎつぎと防衛計画をすすめ、小選挙区制を用意し、自衛隊適格者名簿を作成し、教育制度や内容をかえてきているのです。

軍国主義支配をすすめる中で、それをおおいかくすものとして福祉がつかわれています。ですから障害をうけている人たちにたいする対策が支配への奉仕にならないために、わたくしたちはたたいをつよめなければならないのです。

## 二、たたかいの中から

- (1) わたくしたちのたたかいは差別からの解放であることをあきらかにしてきた  
のべてきた状況にたいして、労働者階級を中心とする大衆運動は、全国の仲間と団結して日本の進路をめぐる重要なできごととかわって、たたかいをまきおこし、問題をほりさげてきました。

一九五〇年の朝鮮戦争をまえに各地に公安条令がしかれ、占領体制から安保体制への移行にともなって破防法が制定され、日本における独占資本の復活の地ならしがなされたとき、教え子を再び戦場におくるな、の呼びかけのもとに日教組の教育研究集会や子どもを守る運動が人びとを結集しました。

一九五五年頃、M・S・A協定受入れにともなう池田・ロバートソン会談の意向をうけて教育の反動化がすすめられ、防衛庁がつくられ、憲法調査会が設けられ、軍国主義復活の準備をはじめてきました。朝鮮戦争の特需を足場に日本の独占資本は驚異的な発展をもたらした、敗戦の打撃をのりこえたと評価されましたが、この大企業保護政策は一方に非常なインフレーションをもたらした、賃金は実質的に低下させられて、生活の苦しさは日増しにはげしくなってきました。こうした中で母親大会、生活と健康を守る会、働く婦人の中央集会、教育防衛国民大会、社会保障費削減反対国民大会が組織され、要求をだしあい、理解しあって、同じ要求で連帯する運動を生みだしました。

一九六〇年頃、テレビや合成繊維、合成樹脂、保健剤などの生産高がのびて生活物資が豊富にでまわりましたところ、経済成長の基盤の上になって若年労働力の不足、すなわち低賃金労働力の不足が懸念されるなかで、アメリカの対日政策の変更にもとづき、日本大國論や太平ムードをおおりにつつ、障害をうけている人たちにたいしてリハビリテーション思想をうえつけはじめ、特殊教育の振興などが表面にでてきました。一方では安保体制から新安保体制への展開の中で警職法改正が意図され、新安保成立後、政暴法を成立させ、軍国主義の復活がいそがれてきています。こうした中で社会保障は、結局は資本を保護するのに利用されるものであることをひとびとは運動の中でみまわってきました。保育所を守る運動、施設職員の待遇改善要求運動、総評の社会保障改善要求運動、国民年金反対運動、小児マヒから子どもを守る運動、寮母大会などのたたかいをうめてきたのです。

一九六五年前後、経済審議会のあとをうけて各種の審議会がひらかれて障害者対策の体系的整備に手をだしはじめてきました。しかし同時にベトナム戦争に加担し、安保体制のもとで日韓条約の強行、第三次防衛計画、自衛隊適格者名簿の作成、小選挙区制の検討などをすすめてきています。戦争特需と低賃金の維持をテコにした独占資本の復活強化とともに軍国主義の施策がすすめられてくる中で社会福祉対策は重症心身障害児施設やコロニーの建設のように安上がりでみてくれのよいものをつくる傾向をつよめてきています。この一連の傾向に抗してベトナム人民支援のたたかい、沖縄・小笠原返還要求運動、在日朝鮮人の民族教育をまもる運動などが連帯したたたかいをおこし、朝日訴訟を支持する運動も強力な支持をかちとりました。真の科学を守るための自主的民主的活動も各地に根づいてきました。こういう中で障害をうけている人たちの権利要求のたたかいが東京・大阪を中心としてすすみました。運動の中で理論を創造し、そして理論をたしかめるとりくみが運動をつよめる、という任務を果たす研究運動が要請され、ここに「全障研」の結成が必要になったのです。

戦後の民主的な大衆運動の中で、障害をうけている人々の問題を正しくとらえるために、日教組の教育研究運動が果たしてきた役割は大きいものがあります。一九六二年の第一次教育研究集会で「差別教育から解放教育へ」の志向を課題提起し、第一次教育研究集会では分科会の名称を

「特殊教育から障害児教育へ」変革させました。しかし文部省、教育委員会や厚生省は障害をうけた子どもたちに序列をつけ、分類処遇をしていくという姿勢でできています。IQ五〇以上、排泄便の自立などが入学や入所基準としてまかりとおっています。さきにもべた体制の整備の中で、こういう適応の基準による手続きをとると、結果として特殊教育をテスト体制から切り落とされた人をうけとめるもの、教育破壊を間接的に支え、体制に順応する低賃金労働者をつくるものとして位置づきます。このとき日教組教研運動が特殊教育から障害児教育に名称をかえたことは、教育が子どもをえらぶのではなく、どのような障害をうけていてもその子どもに必要な権利を保障するたたかいの一環として教育を創造していくのだというとりくみに着手したことを意味します。わたしたちは「全障研」を結成するにあたって、こういった変革の過程に参加し、そこから多くを学んで、さらに多くの仲間と討議をすすめることができました。重度とか重複とか重症とかいわれている人たちにたいして、自分の力を力いっぱい発揮していけるように必要な集団・労働・医療などを分断させないで統一的に保障していこうと話合っています。その討議の中で職業教育を労働教育に、精神薄弱者を精神薄弱といわれている人に、障害児を被障害児などによびかえるところみがなされることによって、権利の主体を明確にしていこうとの気運が高まってきているのです。

したがってわたしたちは障害をうけている人たちの対策がおくれているから差別だとのみいっているわけではありません。それだけでなく、おくればせに対策が実現されるとき、能力に対する社会効用論的な優先序列によってすすめられるために、ちょうど封建制度が進行する中で身分的不平等を容認した差別がぬきさがたく根づかされたごとく、福祉制度の進行の中で能力的不平等を容認した新たな差別のからくりが固定的に根づかされつつあることを指摘し、それへのたたかいの必要さを強調しているのです。障害をうけた人の権利を保障する運動が、ただ施設や学校をつくるだけにとどまるならば新たな差別のからくりを形成することへの奉仕になってしまいます。これまでの父母や教師の運動の欠陥はこれを打破する運動の展開がよわかったことにありました。

差別のこうしたからくりを知ると、これまであたりまえとおもわれていたことが大きな問題を含んでいることがわかりました。就学免除を前提にして重症心身障害児施設や重度障害児収容棟、小児精神病棟への入所が決定されるのは教育権の剥奪です。精神薄弱児施設に医師がいらないことや、手術をすべき身体障害者に手術させないのは医療権の剥奪です。働けるのに働く場所がないのは労働権がうばわれているのです。精神薄弱や聴覚障害を理由に運転免許がえられないのは生活権の剥奪です。在宅投票制度の廃止は多くの障害をうけている人びとの選挙権を奪ったことになります。このようにしてわたしたちは分類処遇の問題、未就学、未就労の問題、コロニー建設の問題などの共通点は現在の教育・厚生・労働政策の差別性がつよまってきたことを示すのだということを明らかにしてきました。こんごはこういう事実を残らずとらえて、ひとつずつたたかい



とっていく必要があります。

しかし、わたくしたちにもまだ若干の混乱がおきたりします。たとえば基本的権利の行使はだれにもゆずりわたすことができないもののこの人たちに投票させるのは意味がないからその人の立場にたった代理人に投票させてはどうかと考えたりします。要求表現の手段は一切奪い奪ってはいけなものなのに聴覚障害をうけた人が普通人の中へ入っていくには口話が必要だといって手話を禁じたりします。人は発達のみにてちがう複数の集団活動を行うことが大切なのに障害をうけた子どもを分類収容してその中だけでの一貫した指導をしたいと要求したりします。しかし、差別の実態にふれ、矛盾を感じ、あるいは誤りにおちいりながらも、一人よがりにならないためにみんなで討議し、差別をなくす実践をしていく中で、各自が変革しだしています。「自分はこれまで差別する側だった」という声は自己の認識変革の結果です。

母親が教育を要求し、障害をうけている人たちが生活権を主張し、寮母が権利要求をするなどさまざまな権利要求運動をおこす中で、「一体これをだれに要求すればよいのでしょうか」という母親の素朴な質問がでてきます。これを討議し追及していく中から「これは国および地方自治体に責任をもたす方向ですめるべきだ」とたたかいの方向がでてきます。そして生活の苦しさも、軍国主義的傾向の復活も、経済の高度成長も、教育内容・教育体制の改正も、障害をうけている人に対する教育制度の整備、福祉制度の整備も、それらすべてがひとつの方向をもって、意図的に対策がすすめられてきているのだということが明らかになってきたのです。

(2) わたくしたちは、権利をかちとるたたかいのなかで発達を正しく保障する実践理論を討議しはじめた

わたくしたちは、差別から解放へのたたかいをすすめるため、実践を重ねていく過程で、わたくしたち自身の発達観のあやまりを知り、変革をとげることの重要性を知ってきました。たとえば、これまでわたくしたちは、はやく、たくさん、たくみに答えを出すことをめざす体制の中で育てられてきたので、発達とは、できないことができるようになる、上へのびていくことだという理解のしかたをしてきました。しかもそれを連続的なものとみるものですから、早期の発達のひずみは将来の発達にマイナスの影響をもたらすのだから早くから調和のとれた発達をめざさなければならぬとか、仲間の中にひずみとか障害のある人がいると、他のメンバーの発達によくない影響を及ぼすから除いていこうという考えかたをしたりしてきました。こうして機能別あるいは領域別に比較し、ちがいとおとっている点をかぞえあげて発達研究とよび、細かい尺度をつくって、できないことができるようになることを追い求めたりします。つまり発達とは個人が連続的、調和的に上へのび、社会に適応していく過程だと理解していたわけです。

しかし教育実践の中で発達とは、そのような受身的、連続的な適応の過程でなく、主体的に外界にとりくみ、外界を変革していく過程としてとらえなければならないのだということをしり、討議をすすめることができました。それによって、IQなどをすることもできるのではないかと いわれたりしています。しかも、発達はたとえば、獲得した操作のしかたが高次化するという、ひとつの方向へのびるだけではなく、獲得した操作のしかたを、志向的に、豊かな自由度をもって高めていく、いわばヨコへの発達を必然的に内包しているのだということも討議することができました。しかもヨコへの発達というのは他の人との創造的連帯の中で、差別にむかって、矛盾をきりひらき、解放をかちとっていく主体的なたたかいだという実践例もだされてきました。ですから発達の可能性の把握は限定可能論であってはなりませんし、観念的に無限論を論じるものであってもならないのです。

ヨコへの発達を達成するためには、いかに吟味された構成であっても、一人に一つの集団しか保障されていなければ、その人は貧困化してくるともいわれてきました。集団の目的によって外界を変革する操作特性、障害、性差、年齢差などが集団との内的なかわりの中で、相互に切磋琢磨しあう矛盾としてかみあっていくような集団活動が、しかも一人の人の質的に異なる複数のものが保障される必要があるといわれ、その方法も討議されだしています。これは障害を受けている人のみならず、すべての人がゆたかな個性をきずいていくために必要なことではないでしょうか。以上のように発達を正しく保障していくことをめざした実践をすすめていくと、IQを用いるとか、障害のない人にくらべて劣弱性を数えあげるとか、動作の終結点のみをプラスマイナスで評価するとか、一人の人に一つの様な集団しか保障しないというのはあやまりであるとして、関連性をもって討議されるようになってきました。そしてこれは決して関係者の個人的良識だけでは解決できないのであって、価値基準を変革していく運動を基盤に、障害をうけている人の要求を組織化していく中で果たされていくのだということがくりかえしわれてきています。手話を用い、点字を使い、フィルムをまわして、からだ全体で表現しているその要求のすべてをよみとろうともいわれてきています。そこに障害をうけた人と連帯したすべての人の解放をかちとるたたかいがはじまっていくとみるのです。

こうした中で障害をうけている人たちが社会から切りはなされ、権利が分断されていくときに、それらに抗してあらゆる権利を分断されえないものとして保障していく運動をすすめることの重要性を学んだのです。それは極限状況におかれている人たちの差別に対するたたかいであるために、人類の歴史にとって重要な権利創造をもたらすのだということも問題提起されています。権利は義務とならべて、理論的につくりだされたものでなく、差別されている人たちがつくられてきたときに、徹底的にその人たちと同じ立場でたたかってきた人たちがかちとってきたもの、それが権利なのです。一八世紀後半に形式論理的な近代科学を基礎に、初等教育競争などが生まれる中で自由権をかちとり、産業革命を経て一九世紀後半、中等教育競争の中で社会権の必要性が主張され、それへのたたかいの中で、今日二十世紀後半、後期中等教育競争において、発達権創造へ

の問題提起をするのだともいわれています。

ですからこのたたかいは、人類が歴史的にかちとってきた基本的人権を守る労働者階級を中心とする人びととの権利要求運動と正しく連帯していかねばならないのだということも、東京・京都・大阪のたたかいの中で学ばれてきました。わたくしたちはこの教訓を守り、障害をうけている人と同じ立場にたったみんなのたたかいの中で、さらに討議を重ねていくことによって運動をつよめ、障害をうけている人たちの解放に必要な、真の科学を創造していかなければならないと思います。

### 三、「全障研」結成大会の課題

「全障研」結成準備会の各地における一年間のたたかい、あるいは実践研究活動は、それまでの民主的な運動に学びながら、次のようなよびかけを基本にもってとりくんできました。第一に、障害をうけている人たちのおかれている生活と教育の実態を正しくみつめ、この人たちやその父母たちの切実な要求を正しくうけとめていこう。第二に障害をうけている人たちをとりまく実態の中から、差別の現実を的確につかんでいこう。第三に、障害をうけている人たちに対する差別の根源を深くほりさげ、その要因を追求しわたくしたちの認識の変革をはかろう。第四に、障害をうけている人たちが人間として当然要求している権利にこたえて、その実現のすじみちを明らかにしよう。

この課題追求のすじみちの正しさは、その後のたたかいの中でたしかめられ、地域や職場でのとりくみをつよめ、これまでのべた成果をあげてきました。

けれどもまだたたかいをすすめる条件が不十分なところでは、理論と実践が統一的にとらえられず、たたかいと研究の関係が正しく発展していません。この点について、各地の経験を交流し、運動を科学化する方向で討議を深め、職場に必要なとりくみをどう根づかせていくかを明らかにしなければなりません。これが結成大会における第一の課題です。

第二の課題は、統一テーマである「障害児・者の要求を正しくうけとめるために」の集団討議に参加することによって、わたくしたちがまだもっているひとりよがりの理解のしかたを変革していくことです。障害をうけている人の中にある矛盾、障害をうけている人の側に立っていると観念的に考えている人と障害をうけている人の間にある矛盾などをどう統一していくかを明らかにします。そのため生活破壊、権利剥奪の事実、福祉実現の中にある支配のからくりなどの事実をもっとと出し合って、差別の根源にせまっていくなが必要があります。

第三の課題は、分科会の全体テーマである「障害児・者の発達を正しく保障し、その権利をかちとるために」ということは、障害をうけている

人たちにとって必要な権利を今後具体的に創造していくことなということです。これを人類解放の歴史の中で正しく位置づけて学び、たたかいつとるのです。

第四の課題は各自がおかれている状況に立ち返った時、この大会でえられた成果を具体的に展開するために、なにを地域や職場で実行しなければならぬかを正しくつかむことです。そして、障害をうけている人たちとともに差別にたちむかったとき得られた成果を、機関誌などに還流する作業を開始するのです。

第五の課題は、生活向上の運動や、平和運動の中で出てくる問題を、障害をうけている立場からとらえそれを解決するための「全障研」運動を生むことです。

各地域、各職場あるいは県段階、ブロックで、どのように切実な要求を組織し、どのように創意をもってとりくむか、いくつかの組織の統一運動にどのようにとりくみ、それぞれの組織になにをかえていくか、こうした課題をもったたたかいが「全障研」の土台をつくり発展させていくのだとの確信をもって、この三日間の討議を深めることをよびかけます。

一九六七年八月一日